

船舶事故調査報告書

平成21年10月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員長 後藤 昇 弘
 委員 楠 木 行 雄
 委員 横 山 鐵 男（部会長）
 委員 山 本 哲 也
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年4月7日 19時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島南方沖 <small>なりゅう</small> 成生岬灯台から真方位303° 3.5海里付近 （概位 北緯33° 38.0′ 東経135° 24.1′）
事故調査の経過	平成21年4月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 第三魚住丸、 <small>うおずみ</small> 4.96トン 251-8396京都、個人所有 10.75m(Lr)×2.44m×0.78m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、昭和54年4月 B モーターボート <small>ブルーマリン</small> BLUEMARINE、5トン未満 253-12210京都、個人所有 5.90m(Lr)×2.12m×1.06m、FRP ガソリン機関、73.60kW、平成4年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成20年5月26日 （平成25年5月27日まで有効） B 船長B 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年9月14日 免許証交付日 平成18年9月14日 （平成23年9月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首端に擦過傷 B 衝突箇所から浸水し、沈没して全損
事故の経過	A船は、船長A及び釣り客2人が乗船し、平成21年4月7日09時00分ごろ、京都府舞鶴市舞鶴港を出港し、 <small>かんむりしま</small> 冠島南方2海里付近の釣りで釣りを行ったのち、19時25分ごろ釣り場を出発し、法定灯火を表示して帰航することとした。B船は、船長Bが1人で乗り組み、4月7日0

	<p>6時00分ごろ、京都府^{みやづしくんだ}宮津市栗田漁港を出港した。19時30分ごろ、冠島南方沖において、A船の船首とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、しばらくして衝突箇所から海水が浸入して沈没した。</p> <p>船長Bは海中に転落して行方不明となり、4月9日14時00分ごろ、発生場所の北方5海里付近において遺体で発見され、死因は脳挫傷及びくも膜下出血と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんど無し、視界 良好、日没時刻 18時25分（舞鶴）</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、遊漁船業を廃業していたが、以前、乗船したことのある釣り客から依頼され、遊漁に出かけていた。</p> <p>B船を引き揚げるとき、錨が効いていた。</p> <p>また、引き揚げられたB船の両舷灯及び全周灯のスイッチは、オフになっていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>B船は、無灯火で錨泊中であつたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船が法定灯火を表示していなかったことから、B船の存在に気付かなかつた可能性があると考えられる。</p> <p>B船が法定灯火を表示していれば、船長AがB船の存在に気づき、B船との衝突が回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>B船が、法定灯火を表示していなかった理由及びA船を避けなかつた理由については明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、京都府冠島南方沖において、A船が係留地に向け帰航中、B船が錨泊中、A船が無灯火のB船に気付かずに航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	